

令和5年度富山県いじめ再調査委員会 議事要録

- 1 日 時 令和6年2月7日(水) 10時00分～11時30分
2 場 所 富山県民会館7階707号室
3 出席者 委員5名 伊藤智樹(富山大学教授) 嶋野珠生(公認心理師)
村上 満(社会福祉士) 森昭憲(精神科医)
山本 妙(弁護士)
事務局 南里明日香(経営管理部長)
新井啓之(県教育委員会小中学校課主幹)ほか3名

4 会議次第

- (1) 南里経営管理部長挨拶
- (2) 議事録署名人の選出について
- (3) 今回の会議の公開について
- (4) 説明事項
 - ・富山県におけるいじめの認知状況及び対策等について
 - ・他県における再調査等の状況について
- (5) 意見交換(主な意見)

【伊藤委員】 いじめの有無の判断基準において、事実認定の判断基準については青森県の基準を参考に判断していくのがよいと思う。いじめと自殺の因果関係については全体のプロセスや流れをみて判断すべきものになる。

いじめ行為の認定における苦痛の有無の判断では、その行為が苦痛を起こさせるだけの行為かどうかを判断することになるため、どのような行為が苦痛を及ぼすのかを明確にして、苦痛の所在を推察していく方がより論理的な判断につながる。苦痛を与える行為の性質として妥当なものとして、一定期間にわたる対個人攻撃と排除の2点で整理しており、いずれも一定の継続性・反復性が認められることが重要である。

【嶋野委員】 SOSの出し方教育を推進していくのであれば、生徒と先生方が教育を受けられるような環境づくりを学校全体で取り組んでもらえるよう、管理職の先生方に理解を深めてもらう必要がある。自殺予防のゲートキーパー教育には、相談する相手や相談を受けた人の対応に関する教育も含まれており、子どもたちに教えていくべきである。

いじめの認定に苦痛の有無の判断が必要になるが、いじめが長期化すると被害者が感情の乖離を起こし苦痛を感じられなくなることがあるため、苦痛の有無について行為の性質で判断することは理にかなっていると思う。

【村上委員】 学校とPTAで連携し、学校と家庭においてスマートフォンの使い方や学校内での取り扱いのような情報モラル教育の充実を図ることが予防の観点から非常に大事だと思う。

ある行為に対する苦痛の有無の判断において、被害者本人の置かれた状況や特性、性格を捉えることが必要になるが、被害者本人がどのような生活をしてきたかを把握するうえで、スクールカウンセラーとの面談の内容や、スクールソーシャルワーカーからの情報も重要な証拠になると考える。

【森委員】 SOSの出し方教育は非常に良い取り組みであると同時に、いじめを未然に防止する対策が大切である。子ども達にとって抑圧的な環境でないならばSOSを出しやすくなり、いじめが起こりにくい学校となるだろう。また、学校関係者がいじめ事案を報告しづらい空気感を減らすことが大事であり、県から学校に向けていじめの報告や初期対応の推進を奨励することが早期発見や早期対応につながるだろう。初期対応について、各学校での具体的な対応を学校間で共有することで学校間での対応の差がなくなり、対応も進めやすくなる。いじめ被害者の苦痛については、高校生の心情の一般的な論点において多数が苦痛と感ずるかどうかが判断基準になると考える。

【山本委員】 いじめと自殺の因果関係の捉え方については、再調査時に重要なポイントになるため、何らかの整理をしておく必要がある。

苦痛の有無の判断において、客観的・一般的な視点に立つだけでなく、本人特有の苦痛を捉えることが重要であり、どのようにとらえるかについては課題が残るのではないかと。

事実の調査は聞き取りが中心となるが、話す人の意思や判断に頼らざるを得なくなり、把握内容には限度がある。また再調査の段階では事案から1,2年経過しているため証拠がどこまで残っているか不明である。証拠としてはSNSの記録・データのような現存しているものが一番有効になるだろう。